

災害応急対策

地震編

第1章

初動期の活動

第1節 組織動員

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、全市をあげて必要な組織動員体制をとるものとする。

第1 災害対策指令部

指令部長は、市域に災害の発生又は発生の恐れがあるとき、災害対策指令部体制をとり、直ちに情報の収集・分析等の活動を行う。

1 設置基準

- (1) 市域において震度3の地震が発生したとき
- (2) 東海地震の警戒宣言が発せられたとき
- (3) 災害の発生が予想される情報を受信し、環境保全課長の報告に基づき、総務部長が必要と認めたとき
- (4) その他、総務部長が必要と認めたとき

2 閉鎖基準

- (1) 災害発生の恐れがなくなったとき
- (2) その他、総務部長が認めたとき

3 災害対策指令部の構成

指令部長	総務部長
副指令部長	環境保全課長
指令部員	庶務課長、人事課長、秘書課長、市民課長、土木公園課長、下水道課長

4 指令部の所掌事務

- (1) 情報の交換及び分析
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 職員の警戒配備体制に関すること
- (4) 災害警戒本部体制の必要性
- (5) 災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときは、当該本部事務局の運営に関すること

第2 災害警戒本部

高石市災害警戒本部は、小規模災害に対して、災害応急対策活動を実施するために設置するもので、本計画の定めるところにより活動する。

1 設置基準

- (1) 市域において震度4の地震が発生したとき。
- (2) 災害発生の恐れはあるが時間規模などの推測が困難なとき

- (3) 小規模の災害が発生したとき
- (4) その他、市長が必要と認めたとき

2 閉鎖基準

- (1) 災害発生のおそれなくなったとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (3) 災害対策本部が設置されたとき
- (4) その他、市長が認めたとき

3 災害警戒本部の構成

災害警戒本部長	助役
災害警戒本部長付	収入役、教育長
災害警戒副本部長	総務部長
災害警戒本部員	政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長

4 災害警戒本部会議

本部長（助役）は、所掌事務についての方針を策定し、その実施を推進するため、必要の都度、副本部長及び本部員等の集合を命じ本部会議を開催する。但し、本部長は、災害対策指令部員を出席させることができる。

5 災害警戒本部の所掌事務

- (1) 緊急に実施を必要とする災害応急対策に関すること
- (2) 情報の収集分析、伝達に関すること
- (3) 職員の配備体制に関すること
- (4) 災害対策本部体制の必要性に関すること
- (5) 防災関係機関との連絡に関すること
- (6) 災害警戒本部の閉鎖に関すること
- (7) 必要な物品資機材等の購入に関すること
- (8) その他

6 災害警戒本部事務局

災害警戒本部の所掌事務を処理するため災害警戒本部事務局を設置する。

- (1) 事務局長は環境保全課長とする。
- (2) 事務局員は、本部付職員、環境保全課員及び本部長の指名する職員とする。
- (3) 事務局は、環境保全課におき、局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

7 機構及び事務分掌

災害警戒本部体制による災害応急対策等については、高石市災害対策本部事務分掌に準じて行うものとする。

資料5「高石市災害対策本部事務分掌」

(資料編P.資7)

第3 災害対策本部

市長は、高石市災害対策本部条例に基づき、次の設置基準に該当する場合に高石市災害対策本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 市域において震度5弱以上の地震が発生したとき
- (2) 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき
- (3) 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき
- (4) その他、市長が必要と認めたとき

2 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めるとき
- (3) その他、本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき

3 災害対策本部の構成

災害対策本部長	市長
災害対策本部副本部長	助役、収入役、教育長
災害対策本部員	総務部長、政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長

4 所掌事務

高石市災害対策本部における本部及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

（本部）

- (1) 情報の収集分析、伝達に関すること
- (2) 職員の配備体制に関すること
- (3) 自衛隊等関係機関に対する応援の要請に関すること
- (4) 市民の避難誘導の決定に関すること
- (5) 地区防災拠点の開設に関すること
- (6) 避難所の開設に関すること
- (7) 府が現地災害対策本部を設置した場合その連絡に関すること
- (8) 災害救助法の適用申請に関すること
- (9) その他災害に関する重要事項に関すること

（各部）

各部の所掌事務は、本部事務分掌による。

資料5「高石市災害対策本部事務分掌」

（資料P.資7）

5 災害対策本部会議の開催及び決定事項の通知

本部長は、情報の分析、実施すべき災害応急対策の検討及び配備指令等を行うため、必要の都度、副本部長及び本部員の集合を命じ本部会議を開催する。但し、本部長は、災害対策指令部員を出席させることができる。

又、災害対策本部会議での決定事項のうち防災関係機関及び職員に通知又は周知する必要があると認めるときは、速やかに連絡し周知徹底を図るものとする。

6 災害対策本部事務局

災害対策本部会議の災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策本部事務局を設置する。

- (1) 事務局長は、総務部長とする。
- (2) 事務局員は、本部付職員、環境保全課員、及び本部長の指名する職員とする。
- (3) 事務局は、環境保全課におき局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

7 本部長の代理

市長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、助役、収入役、教育長、総務部長の順とする。

8 本部設置又は閉鎖の通知

市長は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、高石市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、本部入口に「高石市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

第4 職員動員計画

地震による被害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員計画を定める。

所属長は、あらかじめ災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告しなければならない。

また、所属職員に対し、動員計画を周知し、速やかに応急対策活動がとれるようにしておかなければならない。

職員は本計画で定める任務分担に応じて、自らの役割を理解し、速やかに応急対策活動を実施できるようにするものとする。

資料6「配備体制別職員動員計画表」

(資料P.資10)

1 配備の基準

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

本部設置前の体制

指令	配備時期	配備体制	人員
警戒配備	第1号 1. 災害発生のおそれがある気象予警報等により通信活動の必要があるとき 2. 市域に震度3の地震が発生したとき	1. 通信情報活動を実施する体制 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	防災関係職員 約 1/2
	第2号 1. 災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき 2. 「津波予報区：大阪府」の津波警報が発表されたとき	1. 災害の発生を防御するため通信情報活動を実施し、物資、資機材の点検整備及び災害に対する警戒を行う。 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	防災担当職員 全員

本部設置時の体制

指令	配備時期	配備体制	人員	
非常配備	第1号	1.小規模な災害が発生したとき又は、発生のおそれがあるとき 2.市域に震度4の地震が発生したとき	1.突発的災害に対し小規模な応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2.事態の推移に伴い、速やかに非常配備第2号体制に移行しうる体制とする。	職員の 約 1/4
	第2号	・中規模の災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき	1.数地域についての救助・救援活動を行い又、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。 2.事態の推移に伴い、速やかに非常配備第3号体制に移行しうる体制とする。	職員の 約 1/2
	第3号	1.大規模な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき 2.市域に震度5弱以上の地震が発生したとき 3.その他必要により市長が当該配備を指令するとき	・市の全力を挙げて災害応急対策等を実施する体制とする。	全職員

2 動員の基準

(1) 勤務時間外における自主参集

ア 自ら察知及び、報道等で知りえた震度情報により自主参集する。参集基準は、市域における震度が次の「震度と参集基準」によるものとする。

<震度と参集基準>

震度等	参集該当者
震度3及び警戒宣言	警戒配備第1号
震度4	警戒配備及び非常配備第1号
震度5弱以上	全員

イ 交通途絶時の参集

交通途絶時であっても自転車、徒歩等により可能な限り参集する。

ウ 参集の免除者

参集時において、健康上の理由等により参集が不能又は困難であるものについては参集を免除する。

エ 動員報告

各班長は、職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて人事班に報告する。人事班長は、職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、本部長に報告する。

(2) 動員の指令・伝達

動員の指令は、自動参集の場合を除き、本部長（市長）が各部長に指令を行う。ただし、特定の部及び班に対して異なる指令を行うことができるものとする。

ア 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各部長から班長、班長から所属職員へ伝達するとともに、必要に応じ、庁内放送、電話及び防災無線により速やかにその旨を周知する。

イ 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において動員指令が発せられたときは、各部及び班（課）において定める伝達方法による。

資料 6 「配備体制別職員動員計画表」

（資料 P . 資10）

第 5 防災関係機関の動員配備体制

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

第2節 津波対策

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台から発表される津波予報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

第1 関係機関の組織動員配備体制

1 市の組織動員配備体制

津波の来襲が予想される場合には、直ちに災害対策指令部会議を開催し、必要に応じて災害警戒本部、災害対策本部を設置するとともに、災害の規模に応じた動員配備体制をとり、事態に対処する。

(1) 災害警戒本部の設置

津波による小規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときは、災害警戒本部を設置し、事態に適切に対処する。

(2) 災害対策本部の設置

災害警戒本部設置後、津波による中規模又は大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときは、災害対策本部を設置し、事態に適切に対処する。

2 防災関係機関の組織動員配備体制

津波による災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき、災害対策（警戒）本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第2 津波予報等の伝達

大阪管区気象台から発表される津波予報等を、あらかじめ定めた経路により迅速に伝達する。

1 大阪管区気象台が発表する津波予報等

(1) 津波予報

予報の種類		予報文	発表される津波の高さ
津波警戒	大津波	高いところで、3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	高いところで、2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報	津波注意	高いところで、0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

(注) 1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。

2 「津波の心配のない」とき、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の

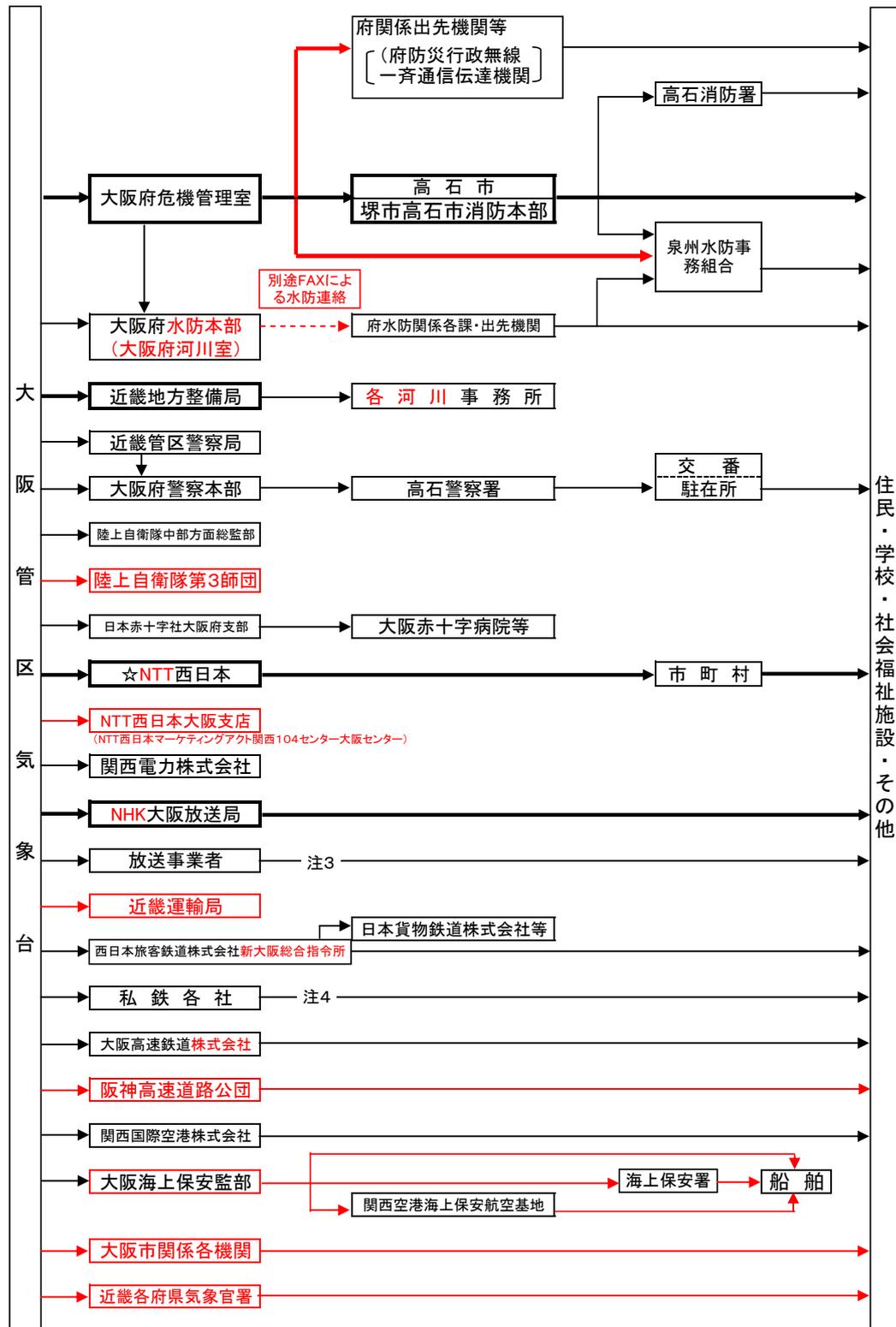
心配はない」ときは、津波予報の代わりに、その旨を伝える地震情報を発表する。

- 3 「津波の高さ」とは、津波によって高くなった時の潮位と、津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 地震及び津波に関する情報

情報の種類		情報の内容
地震情報	震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。
	地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区に最も早く津波が到達すると予想される時刻（近地地震は10分単位、遠地地震は30分単位）及び各津波予報区で予想される津波の高さ（8段階）を発表する。また、震源要素も併せて発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	該当する検潮所における満潮時刻及び該当する検潮所に到達すると予想される時刻を発表する。また、震源要素も併せて発表する。
	津波観測に関する情報	全国約80の津波観測点における津波の観測状況（津波到達時刻、高さの最大等）を発表する。また、震源要素も併せて発表する。

津波予報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、警報のみ
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア(FMCOCOLO)の6社である。
 4 私鉄各社とは、近畿日本鉄道(株)、阪急鉄道(株)、阪神電気鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、北大阪急行電気鉄道(株)、(株)大阪港トランスポートシステム、大阪都市開発(株)、(京北高速鉄道)、能勢電鉄(株)の9社である。

第3 避難対策等

1 市が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市は、自ら管理・運営する庁舎・学校等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置をおおむね次のとおり行う。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

ア 津波警報等の入場者等への伝達

来場者が多数の場合、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう、適切に伝達する。

避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達する。

施設が海岸近くにある場合には、強い揺れを感じたとき、または、長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 学校における措置

津波予想浸水範囲に学校がある場合、避難の安全に関する措置

学校に、保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(2) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

(3) 施設の緊急点検・巡視等

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

2 避難の勧告・指示、誘導

市は、防災関係機関と協力して、避難勧告・指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

市長は、津波警報が発表された場合、住民や釣り人、ドライバー、船舶等に対して、迅速かつ的確な情報提供、避難の勧告・指示を行うとともに、津波ハザードマップに基づき安全な場所に誘導する。

資料16「津波ハザードマップ」

(資料P.資30)

3 周知の方法

市長は、避難の勧告・指示及び避難誘導を行う場合は、市防災行政無線(同報系)や広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

4 水防団及び消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置

市は、水防団及び消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として行う。

- (1) 正確な津波警報等の収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 救助・救急

消防機関は、消火活動終了後、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等を実施する。

第4 水防活動

大阪湾沿岸に津波が来襲するおそれがあると認められるときは、泉州水防事務組合水防計画に基づき各防災関係機関と協力のもと、広報活動等、迅速な水防活動を実施する。

1 初動措置

津波予報が発表された場合は、次の初動措置をとる。

- (1) 津波注意報
 - ア 広報車・消防艇等による広報準備体制をとる。
 - イ 巡視船艇の出動又は待機
 - ウ 必要に応じて水門・門扉等の開閉の実施
- (2) 津波警報
 - ア 住民に対して警報発表の広報の実施
 - イ 必要に応じて水門・門扉等の開閉の実施

2 広報活動

各防災関係機関は、海岸沿いの住民・船舶等を対象に予報の周知、安全対策、海岸からの退避等の広報活動を実施する。

(1) 実施方法

- ア 津波注意報が発表された時
 - 広報車・パトカー等による広報
 - 消防艇・巡視船艇による広報
 - ラジオ放送等による広報
 - 海岸・河川流域に設置された防災行政無線（固定系）による広報
 - 船舶への無線による広報
 - 航行警報等による広報
- イ 津波警報が発表された時
 - ラジオ放送等による広報

海岸・河川流域に設置された防災行政無線（固定系）による広報
船舶への無線による広報
航行警報等による広報

(2) 実施区域

- ア 陸上における移動広報区域で津波ハザードマップの予想浸水範囲
- イ 海上における移動広報区域で主として大阪港堺泉北区

第5 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時、第1章第12節に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

1 水道等

市は、上水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行うものとする。

2 関西電力株式会社

火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保するものとする。

3 大阪ガス株式会社

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 西日本電信電話株式会社大阪支店、株式会社NTTドコモ関西

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じるものとする。

5 日本放送協会、一般放送事業者

日本放送協会及び一般放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留

意するものとする

- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定めるものとする。

第6 交通対策

1 道路

大阪府公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行うものとする。

2 海上

- (1) 堺海上保安署は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。
- (2) 堺海上保安署は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止するものとする。
- (3) 堺海上保安署は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
- (4) 堺海上保安署は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- (5) 国土交通省、港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努めるものとする。
- (6) 堺海上保安署、府、市は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時刻等を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。

3 鉄道事業者(西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社)

列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止するものとする。

4 乗客等の避難誘導等

鉄道事業者は、乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

第3節 災害情報の収集伝達

地震発生後、直ちに情報連絡体制を確立し、市域にかかる被害の状況等を迅速かつ的確に収集し、これを一元的に取りまとめて分析し、応急対策活動方針を決定するとともに、防災関係機関相互間で、予警報その他災害情報を迅速かつ的確に伝達する。

第1 情報収集伝達経路

市及び防災関係機関は、災害発生時の情報収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり定める。

1 情報連絡体制

災害発生時の情報連絡体制を、最優先で確立させるため、市及び防災関係機関は、通信連絡体制を統轄するとともに、通信連絡網を確保する。また、市防災行政無線等については必要に応じて無線通信を統制する。

災害時においては、災害対策本部と防災関係機関との情報連絡はあらゆる通信手段を活用する。

(1) 有線通信

ア 電話の利用及び災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時有線電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

イ FAXの利用

災害対策本部、防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、FAXによる。

(2) 無線通信

災害時の連絡手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、次の無線網を有効に活用して、情報連絡を円滑に行う。

ア 高石市防災行政無線（固定系）

屋外受信局及び戸別受信局への一斉通信

イ 高石市防災行政無線（移動系）

市防災関係各部及び車両との相互通信

ウ 大阪府防災行政無線

府、府出先施設、府下市町村及び防災関係機関との相互通信

エ 堺泉北地域防災相互無線（相互系）

防災関係機関及び近隣市町との相互通信

オ 市町村広域共通波無線

隣接市町村との相互通信連絡

カ 泉州水防無線

泉州水防事務組合各支部との相互通信

(3) その他

大阪府防災情報システム

府域にかかる気象情報収集のほか、市から府への被害報告を迅速かつ的確に行う。
情報収集、配信は大阪府防災行政無線の回線を使用する。

2 指定電話、連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。
災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、円滑な通信連絡を確保する。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

第2 被害情報の収集・報告

1 初動期の情報収集

(1) 情報収集内容

災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資機材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。

この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況を大まかにつかむことに留意する。

ア 人的被害

イ 物的被害

ウ 機能的被害

エ その他災害対策上必要な事項

(2) 情報収集に基づく判断

本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。また、勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

なお、前記について、緊急を要すると認められる場合には、各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

2 被害情報の収集

初動期の情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び火災の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。

なお、被害状況等の情報収集は、市をはじめ各防災関係機関において定められた所管業務に基づき連携して収集にあたる。

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容	
市	災害対策本部	1 人的被害	死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 被災者の状況、要救援救護情報、住民の動向、避難 の必要の有無及びその状況 避難所の状況
		2 物的被害	庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 建物（住家、非住家）の損壊状況
		3 機能的被害	道路及び橋りょう等の被害状況 ライフラインの状況 各医療機関等の被害状況
		4 その他災害対策上必要な事項	
	各施設の管理者	1 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害	
	職務上の関連部課	1 農業施設、商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害	
	消防本部	1 火災発生状況及び火災による物的被害及び延焼の状況 2 危険物取扱施設の物的被害 3 要救援救護情報及び救急医療活動情報 4 避難道路及び橋りょうの被災状況 5 避難の必要の有無及びその状況 6 その他消防活動上必要ある事項	
警察署	1 被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関） 2 避難者の状況 3 交通規制及び緊急交通路確保の要否 4 ライフラインの状況 5 各種犯罪の発生状況 6 その他災害警備活動上必要な事項		
その他の防災機関	1 所管施設に関する被害状況並びに応急措置の概要 2 その他活動上必要ある事項		

第3 被害情報の報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、基本的に府に対して行うが、地震が発生し、市域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告するものとする。

なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、電話及びファクシミリ等の手段による。

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。
- (3) 措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

資料48「被害状況等報告」

（資料 P. 資109）

第4 通信手段の確保

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図るとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

第5 有線・無線途絶時の対策

有線電話が途絶した場合、若しくは本市の無線電話が不通となった場合は大阪地区非常通信協議会に加入する他の機関の最寄りの無線電話を依頼し通信する。

大阪地区非常通信協議会の定めた通信経路は次の通りである。

高石市 環境保全課	0.5km ----- （警備課）	高石消防署 ----- （消防本部通信指令課）	堺市高石市消防組合 ----- （指令情報センター）	大阪市消防局 ----- （危機管理室）	府庁
	2.0km ----- （総務課）	高石警察署 ----- （通信指令室）	府警本部 ----- （危機管理室）	隣	府庁
	同一場所	泉州水防高石支部 ----- （堺市役所内）	泉州水防本部 ----- （堺 = 大阪ルート府庁へ）	隣	
	0.8km ----- 南海高石駅	南海電鉄本社 ----- （運輸部運転指令）	4.2km -----	府庁 ----- （危機管理室）	
	4.0km ----- 大阪ガス泉北製造所第一工場	大阪ガス本社 ----- （危機管理室）		府庁	

- 無線区間
- 有線区間
- 使送区間
- 有線無線混在

第4節 災害広報

市及び防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供するものとする。

第1 災害広報

市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

1 市

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震及び津波に関する事項
- イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ウ 避難の勧告及び指示
- エ 災害時要援護者保護及び人命救助の協力呼びかけ
- オ 二次災害の危険性
- カ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
- キ 市内の被害状況の概要
 - 延焼火災、建物破壊、道路破損等の発生状況
- ク 市の活動体制及び応急対策始動状況
 - 本部等の設置
 - 避難場所及び救護所の設置
 - その他必要な事項

(2) 応急活動実施段階の広報

- ア 地震及び津波に関する情報
- イ 被害情報及び応急対策実施状況
 - 被災地の状況
 - 避難場所及び救護所の開設状況
 - 応急給水、応急給食等の実施状況
 - その他必要な事項
- ウ 生活関連情報
 - 電気、ガス、水道及び下水道の復旧状況
 - 食料品及び生活必需品の供給状況
- エ 通信施設の復旧状況
- オ 道路交通状況
- カ 医療機関の活動状況
- キ 交通機関の復旧及び運行状況

- ク 市役所業務の再開等に関する情報
 - ケ その他必要な事項
- 2 堺市高石市消防組合

災害状況に応じて、消防車両等による二次災害の発生防止並びに災害現場においては、火災発生状況、延焼状況及び消防隊の活動状況について広報する。
 - 3 堺市高石市消防組合高石市消防団

常備消防と協力し、地域住民の安全確保に係る広報活動に努める。
 - 4 警察署

警察署は、市災害対策本部その他防災関係機関と協力し、次の事項について広報活動を行う。

 - ア 災害の状況及びその見通し。
 - イ 避難及び救出・救助活動に関すること。
 - ウ 各種犯罪の予防・取締りに関すること。
 - エ 交通規制に関すること。
 - オ その他警察措置に関すること。
 - 5 西日本電信電話株式会社

災害のため通信が途絶したとき又は利用制限を行ったときは、利用者に対して次の事項について広報活動を行う。

 - ア 通信途絶又は利用制限の理由及び内容
 - イ 災害復旧に対するの措置及び復旧見込み時期
 - ウ 通信利用者に協力を要請する事項
 - エ その他の事項
 - 6 関西電力株式会社

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し次の事項について広報活動を行う。

 - (1) 安全及び危険防止
 - ア 無断昇柱及び無断工事をしないこと。
 - イ 断線、電柱の倒壊折損等には接触を避けること。
 - ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。
 - エ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
 - オ その他事故防止のため留意すべき事項
 - (2) 被害状況
 - ア 停電区域
 - イ 停電事故復旧状況
 - ウ 停電事故復旧見込み
 - 7 大阪ガス株式会社

住民の不安解消を図り、二次災害を防止するため、次の事項について広報活動を行う。

 - (1) 災害発生時（供給を継続している場合）

- ア ガス栓を全部閉めること。
- イ ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。
- ウ ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であること。

(2) 災害発生時（供給停止をした場合）

- ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているのでメーターガス栓を閉め、大阪ガスから連絡があるまで待つこと。
- イ ガスの供給が再開される時には、あらかじめ大阪ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。

(3) ガス供給を再開する場合

- ア あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はできるだけ在宅すること。
- イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。
- ウ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用をやめ、最寄りの大阪ガスに連絡すること。

8 広報活動の実施

災害広報活動は、人心の安定及びパニック等の防止を目的として、災害発生後できる限り速やかに開始し、以降、応急対策及び復旧対策の進展に応じた確かな情報の提供に努める。

また、広報情報の不統一を避けるため、市民に対して実施する災害時の広報活動については、市災害対策本部において調整のうえ実施する。

(1) 市民に対する広報

ア 防災行政無線（固定系）の利用

市災害対策本部は、防災行政無線（固定系）から市内23箇所に設置した屋外受信局を通じて必要な情報を伝達する。

資料45「広報の文例」

（資料P.資96）

イ 広報車の利用

広報車による広報活動は、市災害対策本部又は防災関係機関が必要な地域へ出動し、広報活動を実施する。

ウ 口頭等での伝達

広報車の活動が不可能な地域、又は特に必要と認められる地域に対しては、市災害対策本部から職員を派遣し、広報活動を実施する。

また、必要な場合は、併せて消防本部、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

エ 市庁舎、避難場所等での配付、掲示

災害対策広報又はチラシ等を作成し、可能な限り、市庁舎、避難場所等で印刷物を配布又は掲示する。

オ インターネットによる広報

市及び防災関係機関が保有するホームページを活用して、災害関連情報を提供する。

カ 災害時要援護者に配慮した広報

点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した広報を行う。

(2) 報道機関に対する情報の発表

ア 災害の状況、被災者に対する生活情報及び応急活動の実施状況等を必要に応じ、報道機関に発表する。報道機関に対する情報提供は、情報内容の一元化を図るため統轄して行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

イ 緊急放送について

避難の勧告又は指示等で緊急を要する場合で、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づき放送を依頼する。

ウ 災害時要援護者への配慮について

ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用等災害時要援護者に配慮した広報を行う。

(3) 広報資料等の収集

ア 各班からの報告のほか、必要に応じ災害現場における取材を行う。

イ 災害現場に職員を派遣し、被害状況等の災害写真を撮影する。

ウ 他の機関の資料や情報の収集に努める。

第2 広聴活動

大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。

1 相談窓口の開設

災害の状況により本部長が必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を市災害対策本部に開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行う。

2 相談窓口の推進体制

(1) 相談窓口では、当該災害についての電話や市民対応全般について実施するものとし、必要に応じ、各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。

(2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

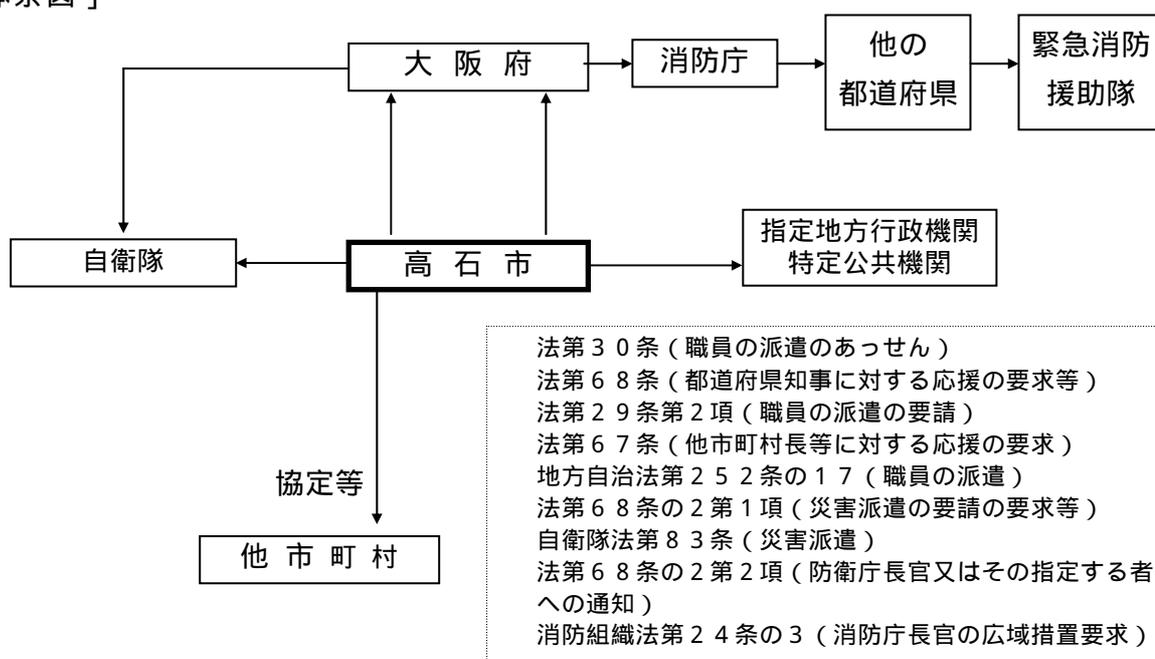
3 広聴内容の処理

相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係部又は関係機関へ連絡する。

第5節 広域応援等の要請・受入れ

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、大阪府、災害相互応援協定市、他市町村、自衛隊、その他防災関係機関等に対して応援を要請し、市民の生命、身体又は財産を保護するため万全の措置をとるものとする。

[応援体系図]



第1 大阪府知事等に対する要請等

1 大阪府知事に対する要請

市長は、府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要請するときは、次の項目を明確にして府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援（又は応急措置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (6) その他必要な事項

連絡先	府防災行政無線	電話
大阪府危機管理室	(6) 220-8921 FAX (6) 220-8821	06-6944-6021 FAX06-6944-6654

(6) は、市役所本庁舎内の電話（FAX）から通信する場合の特番

2 (大阪府知事に対する)緊急消防援助隊の要請

市長は、府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

3 協定等に基づく要請

災害時における相互応援協定等により、応援又は協力を要請する場合は、それぞれの協定等に定める手続きにより行う。

災害時相互応援協定(高石市、堺市、泉大津市、和泉市、忠岡町)

4 他の市町村等に対する要請

市長は、他の市町村長に対して応援を求めるときは、次の事項を明確にして電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を希望する期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を希望する場所
- (5) 応援を希望する活動内容
- (6) その他必要な事項

5 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

市長は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請するときは、次の事項を明確にして電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、府知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について、あつ旋を要請するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その必要事項

第2 広域応援等の受入れ

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援部隊(団体・個人)の内容、到着予定時刻、場所、活動日程等を確認し、災害対策本部は救護班と協議、調整のうえ応援活動が効率的に行える拠点へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

応援部隊(団体・個人)との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

4 災害時用臨時ヘリポート

ヘリポートを使用する応援活動を要請したときは、災害時用臨時ヘリポートの準備に万全を期す。

資料34「災害用臨時ヘリポート」

(資料P.資64)

第6節 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を依頼する。

第1 派遣要請

1 市長及び防災関係機関の長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は、府防災行政無線又は電話等により要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。

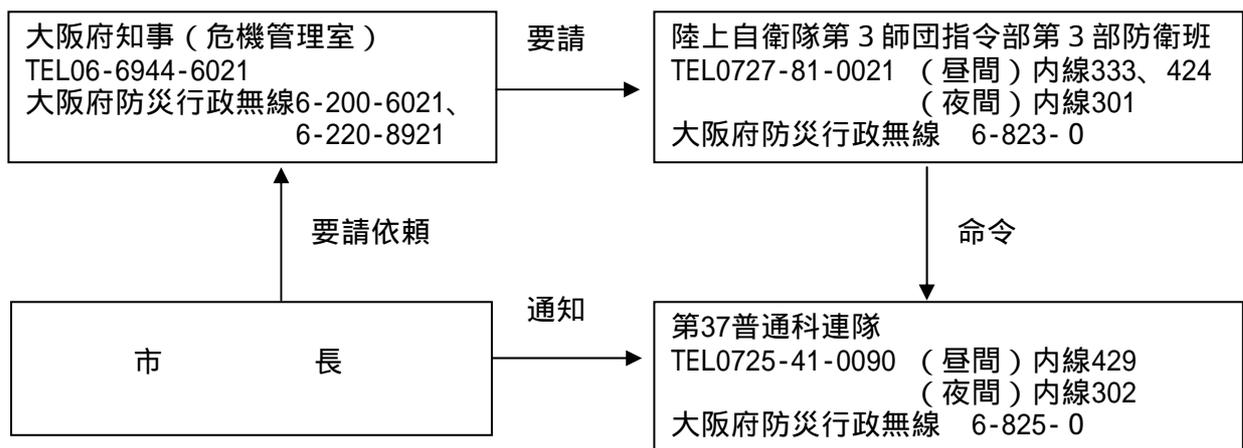
- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊（陸上自衛隊第37科普通科連隊）に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

資料51「自衛隊派遣要請書書式等」

（資料P.124）

派遣要請系統図



第2 自衛隊の自発的出動基準

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自らの判断で自衛隊が派遣される場合がある。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

第3 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び市はじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受入れ体制

(1) 連絡所の設置

市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。

(2) 現地連絡担当者の指名

市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

第4 派遣部隊の活動

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて

行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 撤収要請

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、大阪府知事に対して、自衛隊の撤収を要請する。

第7節 消火・救助・救急活動

市、消防組合、府警察、海上保安署及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。

第1 市

市災害対策本部は、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、関係機関と連携をとり、総務部において救護班を編成し、応急救護にあたる。

また、業務遂行にあたっては、適宜、地域住民、自主防災組織等の協力を求めて行う。

第2 消防組合

消防組合は、消防団及び府警察等の関係機関と相互に連携を図り、震災時における出火防止、消火、延焼防止及び救急・救助を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減を図る。

1 災害発生状況の把握

高所カメラ、巡回等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

2 応急活動

(1) 消火活動

ア 市災害対策本部をはじめ関係機関との密接な連携のもとに、初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

イ 延焼状況から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

ア 府警察及び関係機関との密接な連携のもと、救助隊、救急隊を中心として、状況に適した部隊配備を行い、人命救助活動を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

イ 応急救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージ（負傷者の重傷度、緊急度の選別）を実施し、効果的な救急隊の運用を図る。

ウ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

3 相互応援

地震により同時多発的に火災等が発生し、現有の消防力を結集しても対応することが不可能と判断される場合は、他市及び他府県からの大規模部隊（緊急消防援助隊等）の応援を要請し、消防活動を遂行する。

第3 府警察

- 1 警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- 2 警察本部は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に派遣する。
- 3 市、消防組合等と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、救助・救急活動を支援する。
- 4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- 5 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第4 堺海上保安署

海上又は船舶内における人命、負傷者等の海難救助活動を実施する。

- 1 被害の早期把握に努め、巡視船艇等により迅速な人命救助活動を実施する。
- 2 府警察、市その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。

第5 各機関による連絡会議の設置

市、消防機関、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第6 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

また、消防団、消防署、警察署など防災関係機関との連携に努める。

第8節 医療救護活動

市、府及び医療関係機関は、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施するものとする。

第1 医療情報の収集・提供活動

1 市

高石市医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

2 府

市からの報告、大阪府広域災害・救急医療情報システム及び大阪府防災行政無線等を用いて被害状況、活動状況、被災地ニーズ、患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び市民に提供する。また、必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

ア 市

災害医療センターである高石藤井病院、高石市立診療センター及び高石市医師会を中心に医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。また、災害の状況に応じ、府及び日本赤十字社大阪府支部に対し、医療救護班の派遣その他必要な措置を要請する。

イ 高石市医師会

高石市医師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、高石市医師会災害対策本部を設置し、市に医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

資料37「医療救護班編成表」

（資料P.資74）

資料38「災害時における医師の救急医療に関する協定書」（資料P.資75）

(2) 救護所の設置

市は、医療救護活動を行うため、医療救護班による現地医療活動のほか次の救護所を設置する。

ア 応急救護所

災害発生後、災害現場付近に設置する。

イ 医療救護所

災害発生直後から中長期にわたって、避難所（小学校）に設置する。

(3) 医療救護班の受け入れ・調整

市は、医療救護班の受け入れ窓口を設置し、救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場医療救護活動

災害発生直後に高石市医師会等から派遣される緊急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場医療救護活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

市及び各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府及び医療関係機関と協力して、大阪府救急医療情報センターを拠点とし、被災を免れた府下全域の災害医療機関で患者の受け入れ病床を確保する。さらに、必要に応じて他府県等にも患者の受け入れ病床の確保を要請する。

また、府は確保した受け入れ病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

2 後方医療活動

救護所では、対応できない患者や病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

(1) 受け入れ病院の選定と搬送

市等は、災害拠点病院及び市町村災害医療センターと連携し、救急医療情報システム等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

市は、状況により府に対し、ヘリコプター搬送の要請を行う。

府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、消防庁長官に対し、他府県の広域航空消防応援を要請する。

ウ 海上搬送

府は、所有する船舶、あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

3 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害医療センター

府は、地域災害医療センターと同様の機能に加え、災害医療の研修機能を有する基幹災害医療センターを整備する。

イ 地域災害医療センター

府は、重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、自己完結型の医療救護班の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害医療センターを整備する。

(2) 特定診療災害医療センター

府は、循環器疾患、消火器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患等特定の疾病は専門医療を必要とすることから、対策拠点として、特定診療災害医療センターを整備する。

(3) 市町村災害医療センター（高石藤井病院、高石市立診療センター）

市町村災害医療センターは、次の活動を行う。

ア 市町村の医療拠点としての患者の受け入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院（救急告示病院等）

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。本市の災害医療協力病院は、浜寺病院、高石病院、高石加茂病院である。

第4 医薬品等の確保・供給活動

高石薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府及び

日本赤十字社大阪府支部に対して供給の要請を行う。

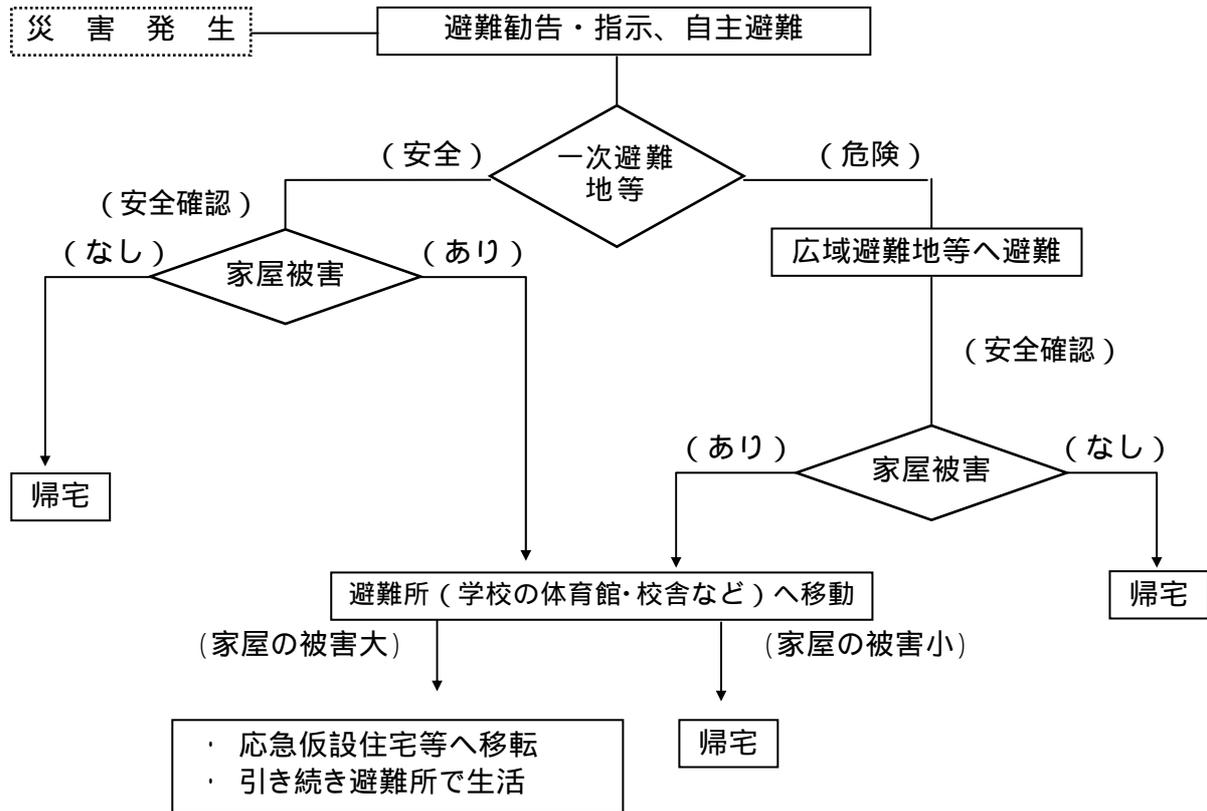
第5 個別疾病対策

市と医師会災害対策本部は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病及び心のケアについては、大阪府等と連携をとりながら特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第9節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じるとともに、避難を必要とする住民を収容するため、避難所を開設する。

[避難計画図]



第1 避難の勧告・指示

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための勧告・指示を行う。

1 避難の勧告及び指示

実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令等
市長	勧告 指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	災害対策基本法第60条
府知事	勧告 指示	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	災害対策基本法第60条

府知事又はその命を受けた職員	指示	洪水 高潮のはん濫	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第22条
		地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
警察官 海上保安官	指示	災害全般	市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
			人命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	指示	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合	自衛隊法第94条
水防管理者	指示	洪水 高潮のはん濫	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第22条

2 住民への周知

市長等は、勧告又は指示にあたっては、避難の勧告・指示が出された地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系）、広報車などにより周知徹底を図るとともに、周知にあたっては、災害時要援護者に配慮したものとする。

3 避難路の確保

市、府、府警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第2 避難者の誘導

1 市

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、消防団や自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。また、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して災害時要援護者の確認と誘導に配慮する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第3 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 警戒区域の設定

発令者	「警戒区域」を設定する要件	根拠法令
市長	住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるとき。	災害対策基本法第63条
警察官 海上保安官	市長から要求があったとき。 市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき	災害対策基本法第63条
大阪府知事	市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第73条
消防吏員 消防団員	火災等の現場において警戒区域を設定する必要があるとき。	消防法第23条の2 消防法第28条 消防法第36条 水防法第14条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいる場合	災害対策基本法第63条
水防団員	水防上緊急の必要がある場合	水防法第14条

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第4 避難所の開設及び運営

- 1 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難地又は避難所を指定し、周知する。
- 2 避難所を指定した場合は、速やかに避難所を管理するための避難所駐在員を派遣し、避難所の管理運営マニュアルに基づき避難所を開設する。
- 3 避難所駐在員は、災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して避難所の円滑な運営に努める。

資料28「指定避難所等」

（資料P.資54）

第10節 二次災害防止

余震又は建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

第1 公共土木施設等

1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

2 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 建築物等

1 市有建築物等

市は、市有建築物及び敷地の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物等

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に、建築物については被災建築物応急危険度判定士を、宅地については被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出勤を要請するとともに、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。

市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 危険物等(危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設)

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

市は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、

速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）

1 施設の点検、応急措置

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立ち入り制限を実施する。

第11節 交通規制・緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

府警察、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保

(1) 大地震発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

府警察は、あらかじめ選定された府の「重点14路線」である国道26号線、大阪和泉泉南線について、緊急通行車両以外の車両通行禁止・制限の交通規制を行う。

高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を行う。

資料29「広域緊急交通路」 (資料P.資57)

(2) 災害応急対策のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、府、府警察、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

府警察及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び市に連絡する。

ア 道路管理者

点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を市、府及び府警察に連絡する。

通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

道路啓開

民間建設業者等の協力を得て、啓開作業を行う。

イ 府警察

道路の区間規制

必要に応じて、重点路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市、道路管理者と協議して区域規制を行う。

交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(4) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、また制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(5) 社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

2 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 緊急通行車両の確認等

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

資料35「緊急通行車両事前届出書等」 (資料P.資68)

4 輸送手段の確保

市は、関係機関並びに民間運送業者の協力を得て緊急輸送活動を実施する。

5 輸送基地の確保

(1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。

(2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

第2 水上輸送

市は、堺海上保安署をはじめ関係機関並びに船舶所有者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第3 航空輸送

1 輸送基地の確保

- (1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 市は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

資料34「災害用臨時ヘリポート」

(資料P.資64)

2 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第12節 ライフラインの緊急対応

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施するものとする。

第1 上水道施設

1 水道事業者震災対策本部

地震発生時には本市水道課は、大阪府水道震災対策中央本部やブロック本部と密接な連携を保ち、応急活動を行う。

(1) 水道施設が被害を受け、通常の給水が困難になり、応急給水が必要となったときは、応急給水体制を講ずる。

(2) 水道施設が被害を受けた場合は、その復旧のため応急復旧体制を講ずる。

2 情報連絡体制

地震発生時には有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、防災行政無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。

3 動員体制

応急給水及び応急復旧に従事する人員の確保を図るため、本市水道課職員は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ指定された場所に自主的に参集する。

【 参 集 場 所 】

本庁水道課 配水場

4 応援体制

本市水道課は、本市の保有資機材等で対応が困難な場合は、他の公共団体、企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

5 応急復旧対策

(1) 応急復旧作業は、原則として復旧担当職員の監督のもと施工業者によって行う。

(2) 断水区域の早期解消を図るため、配水場の応急復旧、配水管等の管路の応急復旧及び給水装置の応急復旧を順次行う。

(3) 把握した災害状況に基づき所要資機材、復旧工程等についての復興計画を策定する。

第2 公共下水道施設

1 管渠の応急対策

(1) 下水管渠の被害に対して、迅速に管渠の応急復旧対策を講ずる。

(2) 幹線の被害については、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるので、原則として応急復旧を行い、本復旧計画を策定する。

(3) 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下の阻害がなされないようマンホール、雨水枡等で流入防止等の応急対策を行い、排水の円滑を図る。

2 処理場等の応急対策

処理場等の被害に対して、迅速に応急対策を講ずる。

第3 電力施設

1 情報収集、対策要員確保

- (1) 地震の突発性に即応できるように、応急対策（工事）に従事可能な人員をあらかじめ調査し把握しておく。
- (2) 非常災害時における特別組織による動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にし、協力会社及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

2 危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大等に伴い感電等の二次的災害のおそれがある場合で、会社が必要と認めるとき又は警察署若しくは消防署より送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

3 応急復旧対策

(1) 応急復旧用資材の確保

- ア 各施設、物品等の被害状況の把握
- イ 応急復旧用資材の緊急手配及び運送
- ウ 応急復旧用資材の設計充足及び配置に関する合理的計画の確立
- エ 緊急用資材等の現地調達

(2) 復旧用資材置場及び仮電柱建設用地の確保

災害時において復旧用資材置場及び仮電柱建設用地の確保の必要があり、かつ、単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合には、関係者に要請してその確保を図る。

(3) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、避難場所、医療機関、報道機関等を原則として優先するなど災害状況、各施設の被害状況及び各設備の復旧の難易を勘案し、復旧効果の高いものから順次実施する。

第4 都市ガス施設

1 情報収集連絡体制

(1) 地震震度、気象予報等の情報の収集伝達

地震及び気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

- ア 地震情報～都市ガス供給区域内の主要地点に震度計を設置し、地震情報を収集する。
- イ 気象情報～気象情報システム、河川地域総合情報システム等により気象情報を収集する。

(2) 通信連絡体制

- ア 災害発生時に主要な事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。
- イ 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線通信網の

確保を図る。

ウ 事業所に対策本部を設置する。

(3) 被害状況についての収集

大阪ガス施設及び顧客施設の被害状況についての情報を収集し、防災関係機関へ緊急連絡を行う。

2 応急対策要員の確保

(1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機させ非常参集に基づく動員を行う。

(2) 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に対策本部を設置し、工事会社等の協力会社を含め全社的な活動ができるよう動員を行う。

(3) 大規模な災害により事業者単独で対応することが困難な場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき被災を免れたガス業者からの協力体制を活用する。

3 災害時における危険防止措置

(1) 地震発生時におけるガスによる二次的災害の防止及び復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を活用し、ガス供給を遮断する。

(2) 二次的災害の防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により迅速かつ的確に把握するシステム（緊急措置判断支援システム）の活用により行う。

(3) ガスによる二次的災害を防止するため、マイコンメータによる一定地震動以上でのガスの自動遮断を行う。

4 応急復旧対策

(1) 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、救助救急活動の拠点となる場所等を優先し、また、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから実施する。

(2) 復旧用資材置場及び復旧拠点の確保

災害時において復旧用資材置場及び復旧拠点としての用地確保の必要があり、単独の交渉によりこれが遅延すると思われる場合には、関係者に要請し、その確保を図る。

第5 電気通信施設

1 情報の伝達

地震災害のため通信が途絶し、又は利用の制限を行ったときは、通信の利用者等に広報を行うとともに、必要な情報を関係機関へ連絡する。

2 通信の確保

地震災害が発生した場合は、電気通信設備の復旧、通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講ずる。

(1) 予備電源、非常用発電装置等による通信用電源の確保

(2) 孤立防止用移動無線機及び災害応急用無線電話機の運用

(3) 可搬無線機による伝送路及び回線の作成

(4) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施

(5) 応急ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成

(6) 非常用移動電話局装置の運用

3 応急措置

震災等の大規模な災害が発生した場合は、被災状況の確認及び所内設備機器の応急保護を行うとともに、通信の確保にあたっては、災害発生後無線設備を主体として行う一時的応急措置と一時的応急措置完了後有線を主体として行う二次的応急措置に分け、次の各号の応急措置を実施する。

(1) 一次的応急措置

ア 支店、営業所における臨時電報電話取扱所の開設

イ 広域避難場所等における臨時電報電話取扱所の開設

ウ 交換措置、伝送路切替措置等により被害を受けていない地域における通信の確保

エ 可搬無線機、応急ケーブル等により市内、市外の最少限度の通信確保

(2) 二次的応急措置

ア 主要タミナル等における臨時公衆電話の設置

イ 重要加入者の復旧

ウ 重要専用線並びに電信及び符号回線の復旧

4 応急復旧対策

(1) 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況を勘案して、被災状況に応じた措置により順位を定め、電話回線、専用回線の復旧に努める。

(2) 復旧用資材置場及び復旧拠点の確保

災害時において復旧用資材置場及び復旧拠点としての用地確保の必要があり、単独の交渉によりこれが遅延すると思われる場合には、関係者に要請し、その確保を図る。

第13節 交通の安全確保

鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

第1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

第2 各施設管理者における対応

1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、府道路公社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

3 港湾施設、漁港施設（府）

- (1) 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署、海上保安署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第2章 応急復旧期の活動

第1節 災害救助法の適用

災害が一定規模以上の場合、被災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るため、災害救助法に基づく救助活動を実施する。

第1 法の適用

1 適用基準

法による救助は、市の区域を原則として、同一原因による災害で次のいずれかに該当する災害とする。

【 災害救助法の適用基準 】

指標となる被害項目	適用の基準	備 考
市内の住家が滅失(り災)した世帯の数	80以上	住家が半壊し、又は半焼する等いちじるしく損傷した世帯は2世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。
府内の住家が滅失(り災)した世帯の数	2,500以上	
そのうち市内の住家が滅失(り災)した世帯数	40以上	
府内の住家が滅失(り災)した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失(り災)した世帯数	12,000以上 多 数	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	大阪府知事が 厚生労働大臣 と協議	

2 適用手続き

災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。

知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示するとともに厚生労働大臣に報告し、公示する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第2 救助の内容

1 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2節 避難所の開設・運営

市は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設するものとする。

第1 避難所の開設

避難所の開設は避難所の開設基準に基づき避難所駐在員が行い、開設とともに被災者の収容にあたり、その状況を災害対策本部に報告する。

1 避難所の開設基準

- (1) 災害対策本部が開設を決定したとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

*ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動参集によって開設する。また、津波警報が発表された場合には、自動参集によって津波緊急避難所を開設する。

2 開設の留意点

- (1) 避難所を開設した場合は、速やかに地域の自治会に開設の連絡を行う。
- (2) 開設にあたっては、避難所の安全を確認してから行う。
- (3) 学校の教育活動に配慮する。
- (4) 緊急の場合を除き、避難所の開設・運営にあたっては避難施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を求める。

3 避難所開設にともなう報告事項

災害対策本部長は、避難の勧告もしくは指示したとき、又は避難所を開設した場合には、ただちに大阪府知事に次のことを報告する。

- (1) 開設の日時、場所、施設名
- (2) 収容人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 救援食糧の要否、必要量

4 避難所の閉鎖

災害対策本部長は、下記の決定に基づき避難所駐在員に被災者を帰宅させる他、必要な措置をとるよう指示する。

- (1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が決定したとき
- (2) その他、市長が決定したとき

*ただし、被災者のうちで住居が全壊、全焼等により居住が困難な者については、避難所を縮小して存続することも検討する。

第2 避難所の管理、運営

市は、避難所を管理するため避難所駐在員を派遣し、災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携し円滑な管理、運営に努める。

1 避難収容の対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

イ 現に災害による被害を受けた者であること

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

ア 避難勧告・指示が発せられた場合

イ 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(3) その他避難が必要と認められる場合

2 避難所の管理、運営の留意点

市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

(1) 避難者の把握

(2) 混乱防止のための避難者心得の掲示

(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

(4) 生活環境への配慮

(5) 災害時要援護者への配慮

第3節 緊急物資の供給

市及び防災関係機関は、家屋の損壊、滅失、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。

第1 給水活動

市及び府は、相互に協力して、速やかな給水に努める。

1 市における給水活動

(1) 被害状況の把握

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される場合又は停止した場合は、直ちに被害状況を把握し、給水活動体制の確立を図る。

(2) 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用できる現有の車両及び資機材のほか、他市の応援又は指定給水装置工事事業者等の協力を得てその確保を図る。

(3) 給水所の設置

給水所は、避難所を主とし、医療施設、福祉施設、救護所、給食施設等に設置し拠点給水を行う。

(4) 応急給水の実施

ア 給水基準

給水の量は、1人1日3リットルとする。

イ 飲料水等の給水所への搬送は、給水車、給水タンク等を使用し搬送する。

ウ 医療機関、福祉施設等への給水

病院、診療所等の医療施設、障害者施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水は、優先して行う。

エ 仮設給水栓設置による給水

断水地域の状況及び水道施設の復旧状況により、消火栓又は応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域で、周辺で活用できる消火栓又はあんしん給水栓がある場合は、応急給水栓を設置し、応急給水を行う。

応急仮配管による応急給水

復旧に長期間を要すると予想される地域や多量の水を必要とする大規模な医療機関等については状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置し給水を行う。

2 大阪府等への要請

「大阪府下の水道事業者による震災時相互応援体制整備に関する協定」に基づき、府下の市町村その他からの応援活動を要請する。

また、府内震度5弱以上の震災が発生した場合、「大阪府水道震災対策相互応援協定」に基づき設置される「大阪府水道震災対策中央本部」に応援を要請する。

第2 食料の供給

災害により避難所に収容され又は食糧の調達のための手段を失った住民に対して食糧の供給を実施する。

1 供給内容

応急的に供給する食糧は、本市が備蓄する保存食及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食並びに必要なに応じて調達する副食とする。

2 府等への供給要請

市において必要な食糧の確保及び供給ができない場合は、知事等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪農政事務所）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

第3 生活必需品の供給

災害により住家の全壊、全焼等で日常生活を営むことが困難になった住民に対して、生活必需品を供給する。

1 供給内容

被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を災害状況に応じ供給する。

2 府等への供給要請

市において必要な生活必需品の確保と供給ができない場合は、知事に対しての備蓄物資の出庫及び調達斡旋を要請するとともに、近畿農政局（大阪農政事務所）、日本赤十字社大阪府支部、大阪府エルピーガス協会、災害協定市及び関連事業所に供給の要請を行う。

第4 その他の防災関係機関

防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

1 近畿農政局（大阪農政事務所）

「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」の定めるところにより、備蓄物資の供給

- 2 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品の備蓄物資の供給
- 3 近畿経済産業局
生活必需品等を取扱う業者・団体と調整

資料41-1「食糧等保有及び配備一覧表」 (資料 P. 資85)

資料41-2「日常生活用品等保有及び配備一覧表」 (資料 P. 資86)

資料42「食料調達の協力について」 (資料 P. 資89)

第4節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

第1 防疫活動

市は、府と連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

- 1 府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。
 - (1) 消毒措置の実施（感染症新法第27条）
 - (2) ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症新法第28条）
 - (3) 避難所の防疫指導
 - (4) 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - (5) 衛生教育及び広報活動
- 2 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- 3 自らの防疫活動が十分でない認められるときは、府に協力を要請する。
- 4 その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

第2 被災者の健康維持活動

市は、府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

- 1 巡回相談等の実施
 - (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
 - (2) 被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
 - (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- 2 心の健康相談等の実施
 - (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

(2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第3 応援要請

感染症予防活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市は府等に応援を要請する。

第5節 福祉活動

市は、被災した要援護高齢者、障害者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 要援護高齢者、障害者等の被災状況の把握等

1 要援護高齢者、障害者等の安否確認及び被災状況の把握

(1) 市は、災害発生直後には、大阪府が示す指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて消防団や地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した要援護高齢者、障害者等への支援活動

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、市は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 要援護高齢者、障害者等の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等で生活できない要援護高齢者、障害者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 広域支援体制の確立

市は、要援護高齢者、障害者等に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告するとともに必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。

第6節 社会秩序の維持

市及び防災関係機関は、災害に伴う流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第1 住民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動

市及び警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、自主防災（防犯）組織及び関係機関との連携協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市は、物価の動きを調査、監視するとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対しては、勧告、公表等を含む適切な措置を講ずる。

2 消費者情報の提供

市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 金融機関における預貯金払戻等

(1) 市は、大阪府を通じて近畿財務局、日本銀行に対して、被災地の民間金融機関において、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるよう次のような指導、要請を依頼する。

ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応

じること。

ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

(3) 日本郵政公社近畿支社は次の措置を講ずる。

ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金恩給及び簡易保険等について、取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印章等を無くした場合であっても、運転免許証・保険証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付けを実施するよう、郵便局に対して、直ちに指示する。

イ 郵便局長は、自局の所在する市町村に対して災害救助法が発動されたときは、日本郵政公社近畿支社長の指示を待たずに直ちに非常払渡し及び非常貸付けを実施する。

第7節 ライフラインの確保

災害により途絶したライフライン施設について、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

第1 上水道施設

1 水道事業者震災対策本部

地震発生時には本市水道課は、大阪府水道震災対策中央本部と密接な連携を保ち、応急活動を行う。

- (1) 水道施設が被害を受け、通常の給水が困難になり、応急給水が必要となったときは、応急給水体制を講ずる。
- (2) 水道施設が被害を受けた場合は、その復旧のため応急復旧体制を講ずる。

2 情報連絡体制

地震発生時には有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、防災行政無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。

3 動員体制

応急給水及び応急復旧に従事する人員の確保を図るため、本市水道課職員は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ指定された場所に自主的に参集する。

【 参 集 場 所 】

本庁水道課 配水場

4 応援体制

本市水道課は、本市の保有資機材等で対応が困難な場合は、他の公共団体、企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

5 応急復旧対策

- (1) 応急復旧作業は、原則として復旧担当職員の監督のもと施工業者によって行う。
- (2) 断水区域の早期解消を図るため、配水場の応急復旧、配水管等の管路の応急復旧及び給水の応急復旧を順次行う。
- (3) 把握した災害状況に基づき所要資機材、復旧工程等についての復興計画を策定する。

6 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第2 公共下水道施設

1 管渠の応急対策

- (1) 下水管渠の被害に対して、迅速に管渠の応急復旧対策を講ずる。
- (2) 幹線の被害については、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるので、原則として応急復旧を行い、本復旧計画を策定する。

多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下の阻害がなされないようマンホール、雨水桝等で流入防止等の応急対策を行い、排水の円滑を図る。

2 処理場等の応急対策

迅速に機能回復の対策を講ずる。

3 広報

- (1) 生活水の節水に努めるよう広報する。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第3 電力施設

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

2 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (3) 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。
- (4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第4 都市ガス施設

1 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

2 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第5 電気通信施設

1 通信の確保と応急復旧

- (1) 災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- (2) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (3) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (4) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

2 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第8節 交通の機能確保

鉄軌道、道路、港湾、漁港の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努めるものとする。

第1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

第2 各施設管理者における復旧

1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- (1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、府道路公社）

- (1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

3 港湾施設、漁港施設（府・近畿地方整備局）

- (1) 係留施設、臨港交通施設、外郭施設などの応急復旧を行う。
- (2) 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関、報道機関を通じ広報する。

第9節 農水産関係応急対策

災害時においては、農水産施設等の被害を早急に調査し、迅速に応急対策を講ずるものとする。

第1 農作物

1 農業用施設応急対策

被害状況を関係団体を通じ、速やかに把握し、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し、必要な指示を行い、災害の復旧が速やかに図られるよう努める。

なお、広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ、施設の応急対策を実施する。

2 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

被害を最小限度にくいとめるための技術指導を、市、府農業改良普及センター、農業関係団体等が協力し、実施する。

(2) 水稲等種子の確保・斡旋

必要がある場合、水稲等種子を大阪府種子協会に依頼し、その確保を図る。

(3) 病害虫の防除

ア 災害により被災した農作物の各種病害虫の防除については、府病害虫防除所及び他の関係機関と協力し、各種病害虫の防除を行う。

イ 農薬等が不足する場合は、府に斡旋を依頼する。

第2 漁業

漁港の各種施設に被害を受けたときは、速やかにその状況を的確に把握し、機能維持のため、漁港管理者に対して、応急措置を講じるとともに、その復旧促進に関する措置を要請する。

第10節 住宅の応急確保

市は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障害者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

市は、大阪府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠かすことのできない部分について、必要最少限度において応急修理を実施し、修理戸数並びに費用の限度額は、災害救助法の定めるところによる。

第2 住居障害物の除去

- 1 市は、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。
- 2 市は、障害物の除去について、府への要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行い、必要な措置を講ずる。

第3 応急仮設住宅の建設

市は、大阪府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。

- 1 建設地については、公園、公共施設等の空地で、次の基準により選定する。
 - (1) 電気、ガス、水道の供給施設が敷設可能な場所
 - (2) 一定の空地面積を有する等、宅地が確保される場所
- 2 集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 応急仮設住宅の建設戸数並びに1戸当たりの規模・建設限度額は、災害救助法の定めるところによる。
- 4 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 5 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第4 公共住宅への一時入居

応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第5 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第6 建設用資機材等の調達

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図るとともに、必要に応じ、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する。

第11節 応急教育等

高石市教育委員会は、園児・児童・生徒の安全を確保するとともに、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

第1 教育施設の応急整備

教育委員会は、被害を受けた学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

- 1 軽易な校舎の被害については施設の長において即刻応急修理を行い、普通教室に不足が生じたときは、特別教室を一時転用する等の措置をとる。
- 2 破損等により使用不能の園児・児童・生徒の机及びいすの補充は、近隣の学校園と調整し、保育・授業に支障のないようにするものとする。
- 3 災害により教室に不足が生じた場合は、通学可能な隣接学校園との総合調整又は学校園施設以外の教育施設、集会所その他適当な公共施設等を借用するなどの措置をとる。
- 4 施設が避難者を収容するために使用される場合は、校舎の被害程度を考え、関係機関とよく連絡のうえ措置するものとする。

第2 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 校舎長

教職員及び園児・児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 学校施設が避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 教育委員会

教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。また、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、応急教育実施のための教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

第3 学校給食の応急措置

校長はすみやかに被災状況を教育委員会に報告するとともに、教育委員会と協議のうえ給食実施の可否について決定する。この場合、次の事項に留意する。

- 1 給食施設が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、すみやかに実施するように努める。
- 2 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、り災者焚き出しに利用される場合が多いと思われるので、学校給食、り災者用焚き出しとの調整に特に留意する。
- 3 教育委員会は関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給方策をすみやかに講ずるものとする。

第4 教職員の確保

応急教育をすみやかに確立するため、府教育委員会と十分連絡のうえ、教職員の確保に努める。

まず、当該学校園内で調整することとし、当該学校園内で調整できない場合は市教育委員会で調整に努め、市教育委員会で調整できない場合は、大阪府教育委員会に指導・助言を求める。

第5 就学援助等

1 学用品等の支給

災害救助法に基づき、災害により住家に被害を受け、学用品を失い又はき損し就学上支障のある児童・生徒に対し、被災の状況に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

2 就学援助等の措置

教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学費の支弁が困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

3 園児・児童・生徒の健康管理

教育委員会及び校園長は、被災園児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所等と連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第6 文化財の応急対策

指定文化財等の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言する。

第7 応急保育

1 保育園児の安全確保

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、休所、中途帰宅等適切な措置をとる。

2 保育施設の応急復旧

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行ない、平常通り保育できるよう努めるものとする。

3 応急保育の実施場所

(1) 応急復旧により使用可能な場合は、速やかに処理し使用するものとする。

(2) 施設の全部又は大部分が使用できない場合は、原則として保育を中止するものとする。

4 応急保育の実施方法

(1) 被災地区の保育園児には、必要に応じ臨時の健康診断を行ない、健康の保持に十分注意するとともに、伝染病予防についても適切な指導を行うものとする。

(2) 長期にわたって保育が不能な場合、又は被災地区における復旧作業のための保育が特に必要とされる場合は、速やかに保育が可能となるよう努めるものとする。

5 給食の実施

(1) 被害があっても、できるかぎり継続実施するよう努めるものとする。

(2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めるものとする。

第12節 廃棄物の処理

市は、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

第1 し尿処理

1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2 収集体制

- (1) し尿収集については、被災地域、避難所、被災者収容施設、高層集合団地及び住宅密集地を優先に行う。
- (2) 避難所等においてトイレに不足が生じた場合、保有又は調達した応急仮設トイレを設置する。
- (3) し尿収集運搬許可業者に協力を要請し、し尿収集体制の確立を図る。

3 処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (3) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

第2 ごみ処理

1 初期対応

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 処理活動

- (1) ごみ処理については、災害の発生により一時的にごみが大量発生し、又は施設の被害により焼却処分が一時的に不可能になった場合は、ごみの一時集積場所を指定し、被災地からのごみの搬出を行う。

資料11「公的空地一覧表」

(資料P.資18)

(2) ごみの搬出方法

ごみの搬出方法は、原則として、次のとおり行う。

ア 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上特に早急に収集する必要がある、廃棄物収集運搬許可業者の協力を得て最優先で収集及び搬送の体制を確立し、焼却処理する。

イ 障害物として道路上に排出された廃棄物は、適宜、配車された車両等で一時集積場所に収集し搬送する。

ウ 収集できず道路、空地等に置かれたごみについては、定期的に消毒を実施する。

エ 泉北クリーンセンター及び一時集積場所に集積されたごみについては、焼却、又は破碎処分されて最終処分地へ搬出されるが、「建築物等解体廃棄物」については資源の再利用を積極的に図る。

- (3) 廃棄物収集運搬許可業者に協力を要請し、ごみ収集体制を確立する。
- (4) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (5) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

第3 がれき処理

1 初期対応

- (1) がれきの発生量を把握する。
- (2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 処理活動

- (1) がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

第13節 遺体の処理及び火葬

市及び府警察、堺海上保安署は、遺体の処理、火葬について、必要な措置をとるものとする。

第1 初期活動

災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。

これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。

第2 遺体の検視等

遺体の検視（見分）は、現地にて警察官、海上保安官により行い、検視（見分）した後、次のとおり遺体の検案を行う。

- 1 遺体の検案は、市医師会等の協力を得て実施する。
- 2 医師は、遺体を検案した後、死体検案書を発行する。

第3 遺体の収容・安置

検案を終えた遺体については、警察署等の関係機関に連絡し身元確認及び身元引受人の調査に努めるとともに、次のとおり遺体を収容・安置する。

- 1 市内の公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容所（安置所）を開設する。
- 2 遺体処理台帳を作成する。
- 3 遺族その他より遺体引取りの申出があったときは、遺体処理台帳を整理し、確認のうえ引き渡す。
- 4 遺体の収容にあたっては、葬祭業者の協力を得て、納棺用品、骨壺、棺及び遺体保存剤等必要な資機材や車両を確保するとともに、不足する場合には、その確保に努める。

第4 遺体の身元確認

身元不明の遺体については、府警察その他関係機関に連絡して、調査を実施する等身元確認の調査に努める。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等は保存、記録して身元確認の照会に応じる。

第5 遺体の火葬

災害により死亡した者については、その遺族が火葬を行うことが困難な場合や遺族がない場合及び引取り手がない場合は、次のとおりとする。

- 1 遺体処理台帳及び遺品を保存し、原則として火葬に付す。
- 2 引取り手のない遺体は、火葬後、遺骨、遺品等を市又はその他適当な施設で保存する。

第14節 自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第1 災害発生時におけるボランティアの活動

市、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者ニーズに応じて円滑に活動できるよう対応する。

1 ボランティアの受入れ

(1) 受入れ窓口の開設

市社会福祉協議会は、市と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口として災害ボランティアセンターを開設する。

(2) 活動拠点・情報の提供

市は、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口となる市社会福祉協議会と連携し、情報を交換し、また活動の拠点を提供する。

(3) 災害情報の提供

市は、災害ボランティアセンターに対して、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供すると共に、一般ボランティアが得た情報を積極的に活用する。

(4) 受入れ方法

受入れは、社会福祉協議会の「災害時支援ボランティア登録カード」に必要事項を記載する方法により行う。

(5) ボランティア保険への加入

市社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

2 ボランティアの派遣調整

(1) 個人

本人の希望、特技、資格等により、後述の被災情報により、活動内容、派遣場所、期間等を定め、ボランティアコーディネーターが中心になって派遣調整を行う。

特に、18歳未満の者については保護者の承諾を得ることを原則とする。

(2) 団体

団体については、上記の個人と同じく、団体の希望等により、派遣先、期間等を決定するが、ある程度、組織的な活動が期待できることから、その内容にそった派遣調整を行う。

(3) その他

市外からの個人及び団体のボランティアの取扱いについても、上記と同じ取扱いとする。

3 派遣先・活動の種別

(1) 派遣先

- ア 避難所
- イ 防災拠点
- ウ 救護所
- エ 災害対策本部（連絡・情報収集活動等）
- オ その他

(2) 活動内容

- ア 避難場所の確保
避難所での被災者用の居住場所の確保を行う。（テント設営を含む。）
- イ 援助物資等の輸送
災害対策本部で配分決定された援助物資等について、避難所への輸送を行う。
- ウ 生活物資・食料等の配布
衣類、毛布、寝具等日常生活援助物資の仕分け及び配布や被災者用の飲料水・生活用水の配布及び食料の調整・配布等を行う。
- エ けが人、病人等への対応
被災者の健康状態の聴取・把握及び医薬品の配布並びに病院への搬送あるいは、その手配等を行う。
- オ 避難所・仮設トイレの整備
- カ 避難所内外及び周辺のごみの清掃
- キ 専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮した活動を行う。

4 ボランティア活動に必要な情報の収集・提供

(1) 収集内容

- ア 避難所ごとの被災者数
 - 大人数（男女別）・世帯数
 - 子供数（乳児・幼児・小学生・中学生・大学生）
 - 高齢者数（特に要介護者数・介護の種別）
 - 障害者数・種別
 - 病人数（特に病状別要加療者数）
 - 外国人数（国別）
- イ 避難所の状況（建物・ガス・水道・電気・グランド等建物周辺）
- ウ 必要な衣類、毛布、寝具等の日常生活支援物資の量、食料・水の量
- エ 重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数

(2) 情報の提供

最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申し込み方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道関係機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、ボランティアの確保に努める。

第2 義援金品の受付・配分

市などに寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

- ア 市に寄託される義援金は、それぞれ、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。
- イ 日本赤十字社大阪府支部に寄託される義援金は、支部事務局において受け付ける。

(2) 配分

- ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。
- イ 市は、府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

- ア 市に寄託される義援物資は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。
- イ 義援物資の配分方法等は、関係する機関等が協議して決定する。
- ウ 配分決定に基づき、ボランティアの協働において義援物資を各避難所へ輸送する。
- エ 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。

3 小包郵便料金の免除等

日本郵政公社近畿支社は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

- (1) 日本郵政公社総裁が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資の小包郵便物料金は免除される。
- (2) 市の申請により、日本郵政公社総裁が指定するものは、郵便振替による被災者救援のための寄附金送金の料金は免除される。
- (3) 災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

第3 海外からの支援の受入れ

市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 国との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合には、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に対して迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保